

2017年5月30日、改正個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」が施行されました。

これに伴い、本書 666～668 ページの「●個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」及び 679 ページの「Check!」の内容を、以下のように変更します。

## 666～668 ページ

### 変更後

#### ●個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

個人情報保護法の改正に向け、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、2016年11月30日に個人情報保護委員会より次の4つのガイドラインが発行された後、改正個人情報保護法の全面施行に合わせ、2017年5月30日に施行された。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）

同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

同ガイドライン（匿名加工情報編）

これらガイドラインの中で、「しなければならない」「してはならない」と記述している事項については、従わなかった場合、法令違反と

判断される可能性がある。一方、「努めなければならない」「望ましい」等と記述している事項については、従わなかったとしても直ちに法令違反と判断されることはないが、法の基本理念（第3条）を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである、とされている。

通則編では、他の3編で解説しているもの以外を広く網羅しており、同法第20条に定める安全管理措置として個人情報取扱事業者が具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等を「(別添) 講ずべき安全管理措置の内容」に例示している。

#### ●組織的安全管理措置

- ①組織体制の整備
- ②個人データの取扱いに係る規律に従った運用
- ③個人データの取扱状況を確認する手段の整備
- ④漏えい等の事案に対応する体制の整備
- ⑤取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

#### ●人的安全管理措置

- ・従業員の教育

#### ●物理的安全管理措置

- ①個人データを取り扱う区域の管理
- ②機器及び電子媒体等の盗難等の防止

- ③電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ④個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄

#### ●技術的安全管理措置

- ①アクセス制御
- ②アクセス者の識別と認証
- ③外部からの不正アクセス等の防止
- ④情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

また、個人情報取扱業務の委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい、とされている。

なお、改正個人情報保護法、及びガイドライン4編の施行をもって、従前の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」は廃止された。

出典：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（個人情報保護委員会）

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf>

## 679 ページ

### 変更前

- 【Q4】 個人情報保護法に関するガイドラインでは、個人データの安全管理のために講じるべき事項をどのような観点で示しているか。
- 【Q5】 個人情報保護法に関するガイドラインでは、個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むべき事項として何を挙げているか。

### 変更後

- 【Q4】 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）では、個人情報取扱事業者が講ずべき安全管理措置をどのような観点で示しているか。
- 【Q5】 を削除（以下、番号を1つずつ繰り上げ）。